

## 事 務 連 絡

(社) 日本建設機械化協会 御中

国土交通省総合政策局建設業課

入札ボンド制度に係る国土交通省直轄通達について (参考送付)

今般、当省発注部局において、別添のとおり入札ボンド制度に係る直轄通達が発出されましたので、ご参考までに送付いたします。

- 別添1：「競争入札における入札保証に関する取扱いについて」
- 別添2：「入札保証金の取扱いに関する試行について」
- 別添3：「入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について」

国官会第1033号  
国地契第66号  
平成18年10月16日

各地方整備局総務部長等 へ

国土交通省大臣官房会計課長  
地方課長

### 競争入札における入札保証に関する取扱いについて

競争入札における入札保証に関する取扱いについては、「競争契約入札心得」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第3条において規定されているところであるが、入札保証を要する場合の取扱いを下記のとおり定めたので、十分留意の上、実施することとされたい。

#### 記

#### 1 競争入札における入札保証

- ① 競争契約入札心得第3条に規定するとおり、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、見積金額の100分の5以上の金額を保証する次の表の左欄に掲げる入札保証のいずれかを求め、入札執行前に同表の左欄に掲げる入札保証に応じ、同表の右欄に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、当分の間、競争契約入札心得第3条第1項の「入札保証金に代わる担保」については、国債（利付国債に限る。以下同じ。）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第5条第1項第7号に規定する銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証に限るものとし、「銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関」については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金

庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

入札保証金の納付	保管金領収証書（入札参加者が見積金額の100分の5以上の金額に相当する金額の金銭を地方整備局又は事務所の保管金取扱店（以下「保管金取扱店」という。）に納付し、保管金取扱店から交付を受けたもの）及び保管金提出書（別記様式1）
入札保証金に代わる担保としての国債の提供	政府保管有価証券払込済通知書（入札参加者が見積金額の100分の5以上の金額に相当する金額の国債を地方整備局又は事務所の保管有価証券取扱店（以下「保管有価証券取扱店」という。）に提出し、保管有価証券取扱店から交付を受けたもの）及び政府保管有価証券提出書（別記様式2）
銀行等の保証	銀行等が交付する銀行等の保証に係る保証書
入札保証保険契約の締結	保険会社が交付する入札保証保険契約に係る証券

## 2 入札保証に係る書類の提出時における取扱い

### (1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から、保管金領収証書及び保管金提出書（別記様式1）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 保管金領収証書が別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。
  - ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。
- ② 契約担当官等は、①の確認の後、①の保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏（分任官及び代理を含む。以下同じ。）に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを保管するものとする。
- ③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から①の保管金領収証書及び保管金提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書（保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第1号書式）を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、保管金受領証書の写しを保管するものと

する。

イ 保管金領収証書が別添 1 の保管金領収証書例に従ったものであること。

ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書（別記様式 2）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 政府保管有価証券払込済通知書が別添 2 の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券の総額と同一であること。

ハ 政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券が、利付国債であること。

② 契約担当官等は、①の確認の後、①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を有価証券取扱主任官に提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書の写しを保管するものとする。

③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、政府保管有価証券受領証書（政府保管有価証券取扱規程（大正 11 年大蔵省令第 8 号）第 3 号書式）を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は政府保管有価証券受領証書の写しを保管するものとする。

イ 政府保管有価証券払込済通知書が別添 2 の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券の総額と同一であること。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、入札についての銀行等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 保証委託者が入札参加者であること。

ニ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の文言があること。

ホ 保証債務の内容が、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。

ヘ 保証に係る工事の工事名（設計業務等委託契約の場合にあっては、業務名。以下同じ。）が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ト 保証期間が、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって契約担当官等が指定する日までを含むものであること。

チ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

② 契約担当官等は、①の保証書を保管するものとする。

#### (4) 入札保証保険についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、入札保証保険に係る証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 被保険者が契約担当官等であること。

ロ 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 保険契約者が入札参加者であること。

ニ 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

ホ 契約の内容としての工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ヘ 保険期間が、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものであること。

② 契約担当官等は、①の入札保証保険に係る証券を保管するものとする。

### 3 入札執行後の取扱い

契約担当官等は、次に定めるところにより、入札参加者に対し、入札執行後、入札保証金を還付するものとする。

ただし、落札者に対しては、契約締結後、入札保証金を還付するものとする。

#### (1) 入札保証金についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者に対し、保管金払渡請求書（別記様式3）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約書案の提出と同時に提出させるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の保管金払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、歳入歳出外現金出納官吏に保管金払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載の保管金の金額が当該入札参加者の入札に係る保管金の金額と同一であること。

③ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から①の保管金払渡請求書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、日本銀行を受取人とする線引き小切手を発行し、保管金払渡請求書に記載の口座に保管金を振込む旨の国庫金振込請求書及び国庫金振込明細票とともに保管金取扱店に送付するものとする。

イ 保管金払渡請求書に押印された印鑑が保管金提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 保管金払渡請求書に記載の保管金の金額が当該入札参加者の入札に係る保管金の金額と同一であること。

## (2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者に対し、政府保管有価証券払渡請求書（政府保管有価証券取扱規程第5号書式）の提出を求めるものとする。なお、落札者に対しては、工事請負契約書案の提出と同時に提出させるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の政府保管有価証券払渡請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、有価証券取扱主任官に政府保管有価証券払渡請求書を提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

イ 政府保管有価証券払渡請求書に押印された印鑑が政府保管有価証券提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 政府保管有価証券払渡請求書に記載の保管有価証券の総額が当該入札参加者の入札に係る保管有価証券の総額と同一であること。

③ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から①の政府保管有価証券払渡請求書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、払渡を要する旨記載し、記名押印した政府保管有価証券払込済通知書及び印鑑票（事前に保管有価証券取扱店から受領したものに有価証券取

扱主任官の印を押印したもの)を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。この場合、入札参加者に政府保管有価証券払込済通知書を受領した旨を政府保管有価証券払渡請求書に記載させ、記名押印させるものとする。なお、有価証券取扱主任官は、政府保管有価証券払込済通知書の写しを保管するものとし、契約担当官等は、政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券払渡請求書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。

イ 政府保管有価証券払渡請求書に押印された印鑑が政府保管有価証券提出書に押印されている印鑑と同一であること。

ロ 政府保管有価証券払渡請求書に記載の保管有価証券の総額が当該入札参加者の入札に係る保管有価証券の総額と同一であること。

#### (3) 銀行等の保証についての取扱い

契約担当官等は、銀行等が保証した場合にあっては、銀行等の保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)を入札参加者を経由して銀行等に返還するものとする。なお、銀行等の保証書を入札参加者に交付する際には、入札参加者から保証書を受領した旨の受領書(別記様式4)を提出させ、受領書及び保証書の写しを入札書に綴っておくものとする。

#### (4) 入札保証保険についての取扱い

契約担当官等は、入札保証保険に係る証券(異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。)を入札執行後(落札者に係る証券については契約締結後)においてもそのまま入札書に綴っておくものとする。

### 4 保証期間不足時の取扱い

契約担当官等は、銀行等による保証期間が契約を締結する見込みの期日(以下「契約締結見込日」という。)を含まなくなるときは、入札参加者に対して、保証期間を変更契約書の提出日から契約担当官等が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。なお、入札保証保険の場合にあっては、保険期間は落札者については契約が締結されるまで、また、落札者以外の者については入札執行後まで存続するので、変更手続きを行わなくて差し支えない。

(1) 契約担当官等は、入札参加者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

- ハ 保証期間を変更する旨の記載があること。
- ニ 保証に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
- ホ 変更後の保証期間に変更契約書の提出日から新たな契約締結見込日までが含まれていること。
- ヘ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6カ月以上確保されていること。

(2) 契約担当官等は、(1)の変更契約書を入札書と一緒に綴っておくものとする。

## 5 落札者が契約を結ばない時の取扱い

### (1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、歳入歳出外現金出納官吏に入札保証金に係る保管金を歳入へ納入する旨の依頼書(別記様式5)を提出するものとする。なお、契約担当官等は、依頼書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等から①の依頼書を受領したときは、当該地方整備局又は事務所を振替先とする国庫金振替書を発し、国庫金振替書の支払科目に「保管金」と記入し、受入科目に歳入年度、所管(主管)及び会計名を記載し、表面余白に「徴収決定済」の印を押し、保管金取扱店に送付するものとする。

### (2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、有価証券取扱主任官に入札保証金に代わる保管有価証券が国庫へ帰属した旨の通知書(別記様式6)を提出するものとする。なお、契約担当官等は、通知書の写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 有価証券取扱主任官は、契約担当官等から①の通知書を受領したときは、本省大臣官房会計課長に報告し、取扱いについての指示を受けるものとする。

### (3) 銀行等の保証についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保証金額を記載した保証金請求書(別記様式7)を銀行等に提出し、歳入徴収官(分任官及び代理を含む。以下同じ。)に債権発生のお知らせを行うものとする。なお、契約担当官等は、保証金請求書及び債権発生のお知らせの写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生のお知らせを受領したときは、調



査確認を行い、銀行等あて納入告知書を送付するものとする。

(4) 入札保証保険についての取扱い

- ① 契約担当官等は、落札者が契約を結ばない場合は、請求金額の欄に保険金額を記載した保険金請求書（別記様式7）及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出し、歳入徴収官に債権発生のお知らせを行うものとする。なお、契約担当官等は、保険金請求書及び債権発生のお知らせの写しを入札書と一緒に綴っておくものとする。
- ② 歳入徴収官は、契約担当官等から債権発生のお知らせを受領したときは、調査確認を行い、保険会社あて納入告知書を送付するものとする。

6 入札保証金に不備があるときの取扱いについて

入札保証金の未納付等又は書類に不備があるものとして別表各項に掲げる場合に該当するときは、競争契約入札心得第6条第9号に該当する無効の入札として取り扱うものとする。

ただし、別表第3項第1号又は第2号に該当するものであって軽微な誤記であるときには、競争契約入札心得第6条第9号の規定にかかわらず、注意を行った上で無効としないことができる。

なお、入札説明書に「入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争入札契約心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。」旨及び別表を記載するものとする。

7 現場説明書への記載事項

現場説明書に、別添3の現場説明書記載例により、入札の保証についての説明事項を記載するものとする。

8 入札保証の取扱いについて

入札保証金の納付等に係る書類については、落札者の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。

別記様式1

(A4)

保管金提出書

番号	平成	年度第	号
----	----	-----	---

(提出の事由)

歳入歳出外現金出納官吏  
年 月 日

官 職

氏 名

殿

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

(業 務 名)

[注] 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

別記様式2

(A4)

政府保管有価証券提出書

番号	平成	年度第	号
----	----	-----	---

(提出の事由)

有価証券取扱主任官                      官 職                      氏 名                      殿  
 年    月    日

住 所  
 氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚数	総額面	内 訳			備考
			額面	回記号	番号	

工 事 名  
 (業 務 名)

[注] 保管有価証券払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

別記様式3

(A4)

保管金払渡請求書

(払渡の事由)

歳入歳出外現金出納官吏  
年 月 日

官 職

氏 名

殿

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んでください

金

保管金提出書の  
日付及び番号

平成  
平成

年  
年度

月  
第

日  
号

振 込 先

銀 行

支 店

口 座

1. 普 通

2. 総 合

3. 当 座

名 義

支店番号

口座番号

別記様式4

(A4)

保証書に係る受領書

契 約 担 当 官 等                      官 職                      氏 名                      殿

年    月    日

住 所

氏 名                                      (印)

貴職より保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

別記様式5

(A4)

平成 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏 殿

契約担当官等  
官 職 氏 名

入札保証金に係る保管金の歳入の納入について（依頼）

会計法第29条の4の規定により納付された下記保管金について、当該入札に係る契約が結ばれなかったため、歳入の納入を取り計らわれない。

記

提出書番号 (当初)	平成 年度 第 号	種 目	入札保証金
提出年月日 (当初)	平成 年 月 日	保管金の 金 額	円
提出者氏名			



別記様式7

(A4)

保証金（保険金）請求書

平成 年 月 日

（銀行等又は保険会社名） 御中

住 所

氏 名 契約担当官等 官 職 氏 名 (印)

落札者〇〇〇と工事請負契約（工事名〇〇〇）の締結に至りませんでしたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払方法については、別途、歳入徴収官より、納入告知書を送付するので、それに従ってください。

記

請 求 金 額 円

証券番号 \_\_\_\_\_

[注] ・証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

・設計業務等委託契約の場合にあっては、必要な箇所を取り繕って作成する。



別添1 保管金領収証書例

保管金領収証書

(A6)

第 号

保	管	金
---	---	---

金額	¥	
----	---	--

上記の金額を領収しました。

平成「何」年「何」月「何」日

日本銀行「何」店 [印]

歳入歳出外現金出納  
官吏「官氏名」殿

別添 2 政府保管有価証券払込済通知書例

政府保管有価証券払込済通知書

(番 号)

(払込人氏名)

取扱主任官 ○○○ ○○○ 殿

○年○月○日

日本銀行 (何店) 印

下記の証券を貴庁の保管有価証券として払込を受けました。

(保管の事由) 入 札 保 証 金

取扱主任官 ○○○ ○○○ 殿

○年○月○日

住 所 ○ ○ ○

氏 ○○ ○○ 名 印

下記の証券を払い込みました。

日本銀行 (何店) 御中

○年○月○日

取扱主任官 官 職 氏 名 印

下記の証券を払い渡してください。

日本銀行 (何店) 御中

○年○月○日

住 所

氏 名 印

下記の証券を受領しました。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備考
			額 面	回記号	番 号	

### 別添3 現場説明書記載例

#### ○入札保証について

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の①から④までのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ① 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] イ 保管金領収証書は、「(保管金取扱店名)」に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の7の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、入札執行後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

#### ② 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「(保管有価証券取扱店名)」に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「(政府保管有価証券取扱主任官 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。

ハ 落札者が契約を結ばないときは、保管有価証券は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

ニ 入札参加者は、入札執行後、政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

#### ③ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

- ロ 保証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
- ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- チ 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。
- リ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- ヌ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

④ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

- [注] イ 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
  - ハ 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。
  - ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
  - ホ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
  - ヘ 保険期間は、書類の提出日から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。
  - ト 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

<別表>

1 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		

国官会第1032号  
国地契第65号  
平成18年10月16日

各地方整備局長等 あて

国土交通省大臣官房長

### 入札保証金の取扱いに関する試行について

入札保証金については、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4及び「競争契約入札心得」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第3条等に規定されているところであるが、これまで予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第77条第2号に規定する場合（第72項第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。）に該当するものとして、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところである。

しかしながら、平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、一般競争入札方式の拡大のための条件整備として、入札ボンドの活用が位置付けられたところである。

また、入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考として、総合政策局長から、「入札ボンド制度の導入について（通知）」（平成18年9月8日付け国総入企第29号）により、実施要領（案）が示され、導入に当たっては、会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとされたところである。

これらを踏まえ、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下「工事」という。）においては、一律に入札保証金の全部を納めさせないこととしてきたこれまでの運用を改め、一部の事業について入札保証金を納めさせることを試行することとした。

このため、入札保証金の取扱いに関する手続き等を別に定めるとともに、当面、下記の各事項及び別に定めるところにより、入札保証金の取扱いについて試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本手続と異なる方法により試行する場合には、事前に本省関係課に協議されたい。

## 記

### 1 入札保証金の取扱い

入札保証金については、従来の運用においては、予決令第77条第2号に規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところであるが、下記2の対象事業については、会計法第29条の4第1項の規定に基づき、原則として、入札保証金を納めさせることとし、国債（利付国債をいう。以下同じ。）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。以下同じ。）の保証の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときについては、予決令第77条第1号に該当するものとして、入札保証金の全部を納めさせないこととする。また、当分の間、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受け、契約保証予約証書を提出した場合については、予決令第77条第2号の運用として、入札保証金の全部を納めさせないこととする。

### 2 対象事業

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、平成18年10月16日以降に入札手続を開始する1件につき予定価格が7億2千万円以上の工事であって、地方整備局長が必要と認めるものとする。

なお、平成18年度は、一部の地方整備局において試行することとする。対象事業については事前に本省関係課に協議されたい。

また、平成19年度以降に入札手続を開始する工事については改めて通知する。

### 3 手続

対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）、及び「競争契約入札心得」等によるほか、下記4及び5並びに別に定めるところにより行うこととする。

### 4 「一般競争入札方式の実施について」の特例について

上記2の対象事業については、記14（1）の規定に代えて、次の規定を適用する。

- ① 入札保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関等による契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除するものとする。
- ② 入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日までとする。
- ③ 書類の提出先は、総務部契約課とするものとする。
- ④ 書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。
- ⑤ 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金の納付等の後に見積金額を増額した結果、既に納付した入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）が増額後の見積金額の100分の5未満又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が増額後の見積金額未満若しくは保証金額が増額後の見積金額の100分の30未満になるため、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、書類の提出期限の日の翌日から起算して10日以内であり、かつ、当初納付した入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の2倍以内の増額変更である場合に限り、増額変更を認めるものとする。



この増額変更は1回に限るものとする。

- ⑥ 契約担当官等は、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の減額変更は認めないものとする。
- ⑦ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とするものとする。
- ⑧ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ⑨ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする〔別添1において標準入札公告例を示す。〕。
- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする〔別添2において標準入札説明書例を示す。〕。

#### 5 「競争契約入札心得」の特例について

競争契約入札心得第3条及び第4条の3の規定の適用は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項において「入札執行前に」とあるのは、「令第74条の公告において指定した期日までに」と読み替える。
- (2) 第3条第3項については、次の規定を適用する。

入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

また、入札参加者は、第3条第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が利付国債であるときは、あらかじめ当該利付国債を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- (3) 第3条第6項において「受領証書」とあるのは、「払渡請求書」と読み替える。
- (4) 第3条各項に定めるところのほか、以下の規定を適用する。

入札参加者は、金融機関等により契約保証の予約を受けたことにより、第3条第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の全部の免除を受けようとする場合においては、当該契約保証の予約に係る証書を提出し

なければならない。

- (5) 第4条の3第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額も含めることとする。

(別添1) 標準入札公告例

○ 入札手続等

(○) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで 〒○○○-○○○○  
○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部契約課○○係  
電話○○○○-○○-○○○○ 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

○ その他

(○) 入札保証金及び契約保証金

○ 入札保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○○）又は銀行等の保証（取扱官庁 ○○地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

(別添2) 標準入札説明書例

○. 入札保証金及び契約保証金

(○) 入札保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 ○○○)又は銀行等の保証(取扱官庁 ○○地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)(入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者若しくは保証金額が入札金額(税込み)の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

イ) 提出期間：平成○年○月○日( )から平成○年○月○日( )までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

ロ) 提出場所：〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○  
○○地方整備局総務部契約課○○係 電話○○○○-○○-○○○○

ハ) 提出方法：書類の提出は、持参し、郵送し(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送する(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)ことにより行うものとする。

ニ) 増額変更：平成○年○月○日( )まで[上記イ)の提出期限の日の翌日から起算して10日後の日を記載する]1回に限り認める。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の2倍以内に限る。

ホ) 減額変更：認めない。

ヘ) 保証期間：平成○年○月○日( )まで[入札執行の日から7日を

経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。]

ト) その他 : 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

国官会第1034号  
国地契第67号  
平成18年10月16日

各地方整備局総務部長等 あて

国土交通省大臣官房会計課長  
地方課長

### 入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続の運用について

入札保証金の取扱いに関する試行については、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続の運用に当たっては、当分の間、下記事項に留意の上、遺漏なきよう措置されたい。

なお、以下で用いる用語については、「競争入札における入札保証に関する取扱いについて」（平成18年10月16日付け国官会第1033号、国地契第66号。以下「入札保証取扱通達」という。）の定義によるものとする。

### 記

#### 1 入札方法について

対象事業については、電子入札システムにより、競争参加資格確認資料等の提出及び入札等を行う場合であっても、入札保証金の納付等（入札保証金に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部の納付を免除する入札保証保険契約の締結又は金融機関等（銀行等及び保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）については、紙による持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出させるものとする。なお、この旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## 2 入札保証金の還付について

契約担当官等は、入札保証取扱通達記3に規定するほか、競争契約入札心得第3条第6項の規定にかかわらず、競争参加資格がないと認められた者に対しては、当該者が競争参加資格の確認の結果の通知を受けた日以降、入札書を提出しなかった者に対しては、入札執行日以降、入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保を還付するものとする。なお、この旨を現場説明書において明らかにするものとする。

## 3 金融機関等の契約保証の予約の取扱いについて

金融機関等の契約保証の予約の取扱いについては、以下のとおりとし、別添1のとおり現場説明書に記載するものとする。

### (1) 契約保証予約証書の提出時における取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から、金融機関等の契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 契約保証の予約を行う者が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 予約契約者が入札参加者であること。

ニ 金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の文言があること。

ホ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ヘ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ト 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

② 契約担当官等は、①の契約保証予約証書を保管しておくものとする。

### (2) 入札執行後の取扱い

契約担当官等は、契約保証予約証書（変更契約保証予約証書がある場合は、変更契約保証予約証書を含む。）を入札執行後（落札者に係る証書については契約締結後）においてもそのまま入札書に綴っておくものとする。

### (3) 落札者が契約を結ばない時の取扱い

落札者が契約を結ばなかったとしても、金融機関等に対しては契約保証

予約証書に基づく保証金の請求ができないことに留意すること。

#### 4 増額変更の取扱いについて

入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の増額変更については、以下のとおり取り扱うものとし、現場説明書に別添2の現場説明書記載例により、説明事項を記載するものとする。

##### (1) 入札保証金についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金の金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、入札保証金の増額分に相当する金額の金銭を保管金取扱店に納付した旨の保管金領収証書及び保管金提出書（入札保証取扱通達別記様式1）を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の保管金領収証書及び保管金提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 保管金領収証書が入札保証取扱通達別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。
  - ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。
  - ハ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が当初納付した保管金の金額以下であること。
- ③ 契約担当官等は、②の確認後、①の保管金領収証書及び保管金提出書を歳入歳出外現金出納官吏に提出するものとする。なお、契約担当官等は、保管金領収証書及び保管金提出書の写しを保管しておくものとする。
- ④ 歳入歳出外現金出納官吏は、契約担当官等より①の保管金領収証書及び保管金提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、保管金受領証書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、保管金受領証書の写しを保管しておくものとする。
  - イ 保管金領収証書が入札保証取扱通達別添1の保管金領収証書例に従ったものであること。
  - ロ 保管金領収証書に記載の保管金の金額が保管金提出書に記載の保管金の金額と同一であること。



(2) 入札保証金に代わる担保としての国債についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から入札保証金に代わる担保としての国債の総額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、増額分に相当する金額の国債を保管有価証券取扱店に提出した旨の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書（入札保証取扱通達別記様式2）の提出を求めるものとする。

② 契約担当官等は、入札参加者から①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 政府保管有価証券払込済通知書が入札保証取扱通達別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券の総額と同一であること。

ハ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が当初納付した保管有価証券の総額以下であること。

ニ 政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券が、利付国債であること。

③ 契約担当官等は、②の確認後、①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を有価証券取扱主任官に提出するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書の写しを保管しておくものとする。

④ 有価証券取扱主任官は、契約担当官等より①の政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書を受領したときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、政府保管有価証券受領証書を契約担当官等を経由して入札参加者に交付するものとする。なお、契約担当官等は、政府保管有価証券受領証書の写しを保管しておくものとする。

イ 政府保管有価証券払込済通知書が入札保証取扱通達別添2の政府保管有価証券払込済通知書例に従ったものであること。

ロ 政府保管有価証券払込済通知書に記載の保管有価証券の総額が政府保管有価証券提出書に記載の保管有価証券の総額と同一であること。

(3) 銀行等の保証についての取扱い

① 契約担当官等は、入札参加者から保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、保証金額を増額変更す

る旨の銀行等が交付する変更契約書を提出することを求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 名宛人が契約担当官等であること。
  - ロ 保証人が、保証書に記載された銀行等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。
  - ハ 保証金額を増額する旨の記載があること。
  - ニ 保証に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。
  - ホ 増額後の保証金額が増額前の保証金額の2倍以内であること。
- ③ 契約担当官等は、①の変更契約書を保管しておくものとする。

#### (4) 入札保証保険についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から保険金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、保険金額を増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。
  - イ 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
  - ロ 保険契約者が入札参加者であること。
  - ハ 異動を承認する旨の記載があること。
  - ニ 証券番号が当初提出した入札保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。
  - ホ 増額後の保険金額が増額前の保険金額の2倍以内であること。
  - ヘ 異動保険期間が異動承認書を提出した日以前から入札執行の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものであること。
- ③ 契約担当官等は、①の異動承認書を保管しておくものとする。

#### (5) 金融機関等の契約保証の予約についての取扱い

- ① 契約担当官等は、入札参加者から契約保証予約証書に記載されている契約希望金額又は保証金額の増額変更を行いたい旨の申し出があった場合は、入札参加者に対して、契約希望金額又は保証金額を増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること

を求めるものとする。

- ② 契約担当官等は、入札参加者から①の変更契約保証予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認するものとする。

イ 名宛人が契約担当官等であること。

ロ 契約保証の予約を行う者が、契約保証予約証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ハ 契約希望金額又は保証金額を増額する旨の記載があること。

ニ 契約保証の予約に係る工事の工事名が入札公告等に記載の工事名と同一であること。

ホ 増額後の契約希望金額又は保証金額が増額前の契約希望金額又は保証金額の2倍以内であること。

- ③ 契約担当官等は、①の変更契約保証予約証書を保管しておくものとする。

## 5 契約保証金への振り替え時の取扱い

契約担当官等は、必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えることができる。この場合、契約担当官等は、入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保としての国債の提供に係る書類の提出時において、歳入歳出外現金出納官吏又は有価証券取扱主任官に対し、落札者の入札保証金等が契約締結の際に契約保証金等に充当することになる旨を通知するものとし、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。また、落札者に還付すべき入札保証金等を契約保証金等に振り替える旨を入札説明書に記載するものとする。

なお、入札保証金に代わる担保が銀行等の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の全部又は一部に振り替えることはできないこととなっているので、契約保証金に代わる担保の全部又は一部に振り替えないものとする。また、入札保証保険についても同様である。

## 別添1 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下の書類を提出しなければならない。

### ○ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] イ 契約保証を予約する金融機関等は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

ロ 契約保証予約証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 官職 氏名)」と記載するように申し込むこと。

ハ 契約保証の予約の内容は、金融機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことであること。

ニ 契約保証予約証書上の契約保証の予約に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。

ヘ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

## 別添2 現場説明書記載例

競争入札に参加しようとする者は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

○ 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] ○ 見積金額の増額により入札保証金の金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] ○ 見積金額の増額により国債の総額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

[注] ○ 見積金額の増額により保証金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

[注] ○ 見積金額の増額により保険金額を増額する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

○ 契約保証を予約する金融機関等の契約保証予約証書

[注] ○ 見積金額の増額により契約希望金額又は保証金額を増額する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。